

令和3年4月26日

報道関係者 各位

令和3年島原半島文化賞受賞者の決定について

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

記

1、令和3年受賞者（個人2）

太田 一也、鐘ヶ江 管一 <島原市>

三原 昌典 <南島原市>

2、授賞式 名称 第39回島原半島文化賞授賞式

とき 5月15日（土） 午前10時

ところ 島原文化会館中ホール

備考 宮崎康平賞小中高生文芸コンクールと同時開催。

3、受賞者の概要 別紙参照

4、参考資料 島原半島文化賞運営要領（別添）

5、その他

昭和58年から令和2年までに個人48件、団体27件が受賞

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



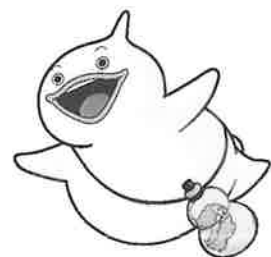
担当：島原半島文化賞運営委員会事務局

（島原市教育委員会社会教育課）

社会教育文化班 担当：林田

電話：0957-68-5473

E-mail：shakyo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和3年島原半島文化賞受賞者（内容は推薦書の抜粋）

1. 受賞者及び種別：太田 一也、鐘ヶ江 管一「個人」

(1) 生年月日：昭和9年12月14日（太田一也）、昭和6年1月22日（鐘ヶ江管一）

(2) 住 所：島原市

(3) 推薦理由

- ① 太田一也氏は、九州大学理学部附属島原火山観測所所長として、長年、雲仙岳火山活動を観測し、その研究成果を適時適所（島原市、長崎県、国の機関など）へ情報提供し続けた。
- ② 雲仙普賢岳噴火災害時の市長であった鐘ヶ江管一氏は、太田一也氏の知見と意見を活用し、各種の災害対応を行い、復旧、復興への道筋を付けた。
- ③ 雲仙普賢岳噴火災害は、太田一也氏と鐘ヶ江管一氏による学術と行政の緊密、絶妙、堅固な組み合わせで対処され、火山のみならず、災害文化としての地域文化の創造振興につながった。
- ④ 災害終息後も、両氏はそれぞれ、執筆や講演活動によって、火山災害についての発信を行っている。
- ⑤ 略歴：昭和9年 長崎県南高来郡国見町に生まれ、昭和33年 九州大学理学部卒業、昭和61年 九州大学理学部附属島原火山観測所所長、平成10年 九州大学を退官、名誉教授就任（太田一也）、昭和6年 長崎県島原市に生まれ、昭和23年 旧制長崎県立島原中学校卒業、昭和55年 島原市長に当選し、3期12年務める、平成14年 雲仙岳災害記念館名所館長就任（鐘ヶ江管一）
- ⑥ 過去の受賞歴：国土庁長官防災功績者、西日本文化賞、長崎新聞文化章（太田一也）、勲四等瑞宝章、長崎県知事表彰、長崎新聞文化章（鐘ヶ江管一）

(4) 島原半島文化賞運営要領該当事項

第2項第2号イ 地域文化の創造及び振興に関する活動

第2項第2号オ その他特に表彰に値すると認められる活動



太田 一也 氏 写真（ご家族提供）



鐘ヶ江 管一 氏 写真（ご家族提供）

令和3年島原半島文化賞受賞者（内容は推薦書の抜粋）

2. 受賞者及び種別：三原 昌典（みはら まさすけ）「個人」

(1) 生 年：昭和8年12月26日

(2) 住 所：南島原市

(3) 推薦理由

① 下記のとおり、さまざまな役職を歴任し、地域の文化発展に貢献した。

H6年度～H25年度：社会教育委員

H8.6～H27年度：口之津町文化協会会長

H19年度～：南島原市文化協会理事

H21年度～H27年度：南島原市文化協会副会長

② 口之津町書道クラブの主催・指導者として、後進の指導にあたっている。(H6.4～現在)

③ 略歴：別添のとおり

④ 過去の受賞歴：県教育功労、毎日書道展毎日賞、瑞宝双光章

(4) 島原半島文化賞運営要領該当事項

第2項第2号イ 地域文化の創造及び振興に関する活動

第2項第2号ウ 芸術文化の振興に関する活動



三原 昌典 氏 写真

(南島原市提供)

三原昌典先生 略歴

1. 褒章叙勲

受賞された日	表彰内容	表彰者(授与者)
昭和 53 年 2 月 22 日	書道クラブ講師として	口之津警察署
昭和 55 年 11 月 23 日	社会功劳賞(書道教室)	口之津町
昭和 59 年 11 月 12 日	永年勤続(30 年)表彰	長崎県教育委員会
昭和 62 年 11 月 23 日	教育功劳賞(11 年間南有馬町)	南有馬町
平成 6 年 5 月 22 日	教育功劳(感謝状)	全国道合小学校長会
平成 6 年 6 月 6 日	県教育功劳(県教委、県知事)	長崎県
平成 6 年 7 月 31 日	郡水泳競技 60 歳代男 25m 自由形 16"18(1 位)大会新記録	郡民体育大会
平成 16 年 5 月 31 日	永年勤続(社教委功劳)	長崎県社会教育委員 連絡協議会
平成 17 年 11 月 21 日	町民表彰(社会教育委員として)	口之津町
平成 23 年 7 月 12 日	毎日書道展毎日賞(漢字部Ⅱ類)	毎日新聞社
平成 25 年 2 月 8 日	永年勤続(社会教育功劳)県教委賞	長崎県教育委員会
平成 27 年 5 月 20 日	スポーツ功劳感謝状 (水泳連盟会長として)	南島原市体育協会
平成 27 年 11 月 3 日	秋の叙勲 瑞宝双光章	安倍晋三
平成 28 年 2 月	毎日書道展漢字部会員に委嘱される	毎日書道展
平成 28 年 5 月 21 日	永年勤続(監事)感謝状	島原半島退職校長会
平成 28 年 6 月 6 日	南島原市文化協会副会長として感謝状	南島原市文化協会

2. 書関係略歴

1998 年	長崎県書道協会理事
2003 年	長崎県書道展公募審査員(2 回)
2014 年	長崎県書道展参与会員
2014 年	独立書人団準会員
2016 年	毎日書道展漢字部会員

3. 書道クラブの指導・育成等、文化協会関係

1) 書道クラブの指導・育成等

- ・途中、他地域への異動等で中断あるも、昭和36年より地域の児童・生徒への書道指導を始める。
- ・教員退職後、平成6年より口之津町において書道クラブの「楽しい書道」、「三原書道会」を主催・指導し、現在に至る。

2) 文化協会の役員等

- ・平成8年6月～平成18年度(約11年間)・・・口之津文化協会 理事
- ・平成19年度～平成20年度(2年間)・・・口之津文化協会 副会長
- ・平成21年度～平成27年度(7年間)・・・口之津文化協会 会長

この間、

- ・平成19年度～平成27年度(9年間)・・・南島原市文化協会 理事、
南島原市文化協会 展示部長
- ・平成21年度～平成27年度(7年間)・・・南島原市文化協会 副会長

4. 書道関係受賞歴

毎日書道展
2003年 秀作賞(大字書部)
2005年 佳作賞(漢字部Ⅱ類)
2008年 佳作賞(漢字部Ⅱ類)
2009年 佳作賞(大字書部)
2011年 毎日賞(漢字部Ⅱ類)
2015年 佳作賞(漢字部Ⅱ類)

他展
1970年 県展県議会議員賞(3回)
1996年 独立秀作賞(5回) 独立優秀作品(12回)
2000年 長崎県書道協会選抜展大賞(3回)

島原半島文化賞運営要領

1. 目的

この要領は、宮崎康平氏の生前における活躍とその功績を後世に永く顕彰するため、島原半島における文化の向上に寄与した個人又は団体に島原半島文化賞（以下「文化賞」という。）を贈ることとし、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 文化賞の対象及び基準

(1) 文化賞の対象となる者は、島原半島において文化活動の発展のため著しい活動と貢献のあった個人又は団体の中から毎年2件以内とする。

(2) 文化賞の対象となる活動は、次のとおりとする。

- ア 伝統文化の継承及び保存に関する活動
- イ 地域文化の創造及び振興に関する活動
- ウ 芸術文化の振興に関する活動
- エ 国際文化交流に関する活動
- オ その他特に表彰に値すると認められる活動

(3) 文化賞の表彰基準は、原則として3年以上の活動実績があり、現在も活動を継続しているもので次のいずれかに該当するものであること。

- ア 活動に継続性があり、地域の文化活動として今後とも地域に根ざすことが期待できること。
- イ 活動内容に創意があり、他に類似するものがないか、又は先駆的であること。
- ウ 活動を通じて地域住民の文化活動の活性化に影響を与え、地域の文化活動の模範となることが期待できること。

3. 表彰の方法

表彰は、宮崎康平賞小中高生文芸コンクール表彰式式場において行うものとし、被表彰者には、賞状及び記念品を贈与する。

4. 運営委員会

(1) 文化賞の運営に関する重要な事項を審議するため、島原半島文化賞運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- (2) 運営委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- (3) 委員長及び委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもつて充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5. 候補者の推薦

島原市、雲仙市及び南島原市の社会教育課又は生涯学習課は、第 2 項の規定に該当する個人又は団体で表彰するに価するものがあると認めるときは、島原半島文化賞（個人）推薦書（様式第 1 号）又は島原半島文化賞（団体）推薦書（様式第 2 号）に必要な書類を添付し、運営委員会に提出するものとする。

6. 表彰の審査会

- (1) 表彰を受けるべきものの審査及び決定並びに表彰に関する重要な事項を審議するため、島原半島文化賞審査会（以下「審査会」という。）を置く。
- (2) 審査会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- (3) 委員長及び委員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもつて充てる。
- (4) 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- (5) 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7. 運用

文化賞の運用は、宮崎康平碑建設実行委員会及び有志者から寄せられた浄財を原資として運用するものとする。

8. 庶務

運営委員会及び審査会の庶務は、島原市教育委員会社会教育課において処理する。

9. 委任

この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

10. その他

この要領は、令和 3 年の文化賞から適用する。

別表第 1 (第 4 項関係)

	職名	備考
1	島原市長	委員長
2	雲仙市長	委員
3	南島原市長	委員

別表第 2 (第 6 項関係)

	職名	備考
1	宮崎康平碑の会代表	委員長
2	島原文化連盟委員長	委員
3	雲仙市文化連盟会長	委員
4	南島原市文化協会会長	委員
5	島原新聞社代表	委員
6	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の幹事	委員
7	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の前月の幹事	委員
8	島原市市政記者クラブ 審査会開催月の前々月の幹事	委員
9	島原市教育長	委員
10	雲仙市教育長	委員
11	南島原市教育長	委員

様式第1号（第5項関係）

島原半島文化賞（個人）推薦書

現住所			
氏名			
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	職業
過去の受賞歴			
推薦理由			

島原半島文化賞運営委員会委員長 様

年 月 日

推薦者氏名

⑩

様式第2号（第5項関係）

島原半島文化賞（団体）推薦書

団体の所在地	
団体の名称	
代表者の役職 及び氏名	
推薦理由	
参考事項	

島原半島文化賞運営委員会委員長 様

年 月 日

推薦者氏名

⑩